

## 第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和6年11月一部改正）新旧対照表

No.	頁	現行	改正後	変更理由																
1	35	<p>●具体的事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（所管課）</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て情報発信事業 (子育て支援課)</td> <td>町公式ホームページのトップページに情報を集約したページ「子育て支援」により、子育て支援等の情報発信。また、窓口等で「子育て支援ガイドブック」により、わかりやすい情報を提供</td> </tr> </tbody> </table>	事業名（所管課）	事業内容	子育て情報発信事業 (子育て支援課)	町公式ホームページのトップページに情報を集約したページ「子育て支援」により、子育て支援等の情報発信。また、窓口等で「子育て支援ガイドブック」により、わかりやすい情報を提供	<p>●具体的事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（所管課）</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て情報発信事業 (子育て支援課)</td> <td>町公式ホームページのトップページに情報を集約したページ「子育て支援」により、子育て支援等の情報発信。また、窓口等で「子育て支援ガイドブック」により、わかりやすい情報を提供</td> </tr> <tr> <td>こども家庭センター運営事業 (子育て支援課)</td> <td><b>母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行うために、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまで、切れ目のない支援を提供</b></td> </tr> </tbody> </table>	事業名（所管課）	事業内容	子育て情報発信事業 (子育て支援課)	町公式ホームページのトップページに情報を集約したページ「子育て支援」により、子育て支援等の情報発信。また、窓口等で「子育て支援ガイドブック」により、わかりやすい情報を提供	こども家庭センター運営事業 (子育て支援課)	<b>母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行うために、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまで、切れ目のない支援を提供</b>	こども家庭センターの設置に伴い追加						
事業名（所管課）	事業内容																			
子育て情報発信事業 (子育て支援課)	町公式ホームページのトップページに情報を集約したページ「子育て支援」により、子育て支援等の情報発信。また、窓口等で「子育て支援ガイドブック」により、わかりやすい情報を提供																			
事業名（所管課）	事業内容																			
子育て情報発信事業 (子育て支援課)	町公式ホームページのトップページに情報を集約したページ「子育て支援」により、子育て支援等の情報発信。また、窓口等で「子育て支援ガイドブック」により、わかりやすい情報を提供																			
こども家庭センター運営事業 (子育て支援課)	<b>母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行うために、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまで、切れ目のない支援を提供</b>																			
2	36	<p>●具体的事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（所管課）</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊産婦・乳幼児の健診相談訪問事業 (保健福祉センター)</td> <td>妊産婦・新生児・乳幼児に対する健康診査・育児相談・訪問指導を実施するほか、特に健康管理や育児等の支援が必要な妊産婦に対しては、早い段階から家庭訪問等の個別支援を実施</td> </tr> <tr> <td>親子療育指導・相談事業 (保健福祉センター)</td> <td>乳幼児健診後の精神発達面での心理判定員による親子相談や親子発達支援教室を実施するほか、幼稚園・保育所の巡回相談・就学相談の実施</td> </tr> <tr> <td>子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業 (保健福祉センター)</td> <td><b>要支援妊産婦を早期に発見し、安全安心な出産と児童虐待予防等を図るために、保健師等が専門的な見地から母子保健や育児に関する様々な悩み等に対して相談等を実施</b></td> </tr> </tbody> </table>	事業名（所管課）	事業内容	妊産婦・乳幼児の健診相談訪問事業 (保健福祉センター)	妊産婦・新生児・乳幼児に対する健康診査・育児相談・訪問指導を実施するほか、特に健康管理や育児等の支援が必要な妊産婦に対しては、早い段階から家庭訪問等の個別支援を実施	親子療育指導・相談事業 (保健福祉センター)	乳幼児健診後の精神発達面での心理判定員による親子相談や親子発達支援教室を実施するほか、幼稚園・保育所の巡回相談・就学相談の実施	子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業 (保健福祉センター)	<b>要支援妊産婦を早期に発見し、安全安心な出産と児童虐待予防等を図るために、保健師等が専門的な見地から母子保健や育児に関する様々な悩み等に対して相談等を実施</b>	<p>●具体的事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（所管課）</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊産婦・乳幼児の健診相談訪問事業 (子育て支援課)</td> <td>妊産婦・新生児・乳幼児に対する健康診査・育児相談・訪問指導を実施するほか、特に健康管理や育児等の支援が必要な妊産婦に対しては、早い段階から家庭訪問等の個別支援を実施</td> </tr> <tr> <td>親子療育指導・相談事業 (子育て支援課)</td> <td>乳幼児健診後の精神発達面での心理判定員による親子相談や親子発達支援教室を実施するほか、幼稚園・保育所の巡回相談・就学相談の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>削除</b></td> </tr> </tbody> </table>	事業名（所管課）	事業内容	妊産婦・乳幼児の健診相談訪問事業 (子育て支援課)	妊産婦・新生児・乳幼児に対する健康診査・育児相談・訪問指導を実施するほか、特に健康管理や育児等の支援が必要な妊産婦に対しては、早い段階から家庭訪問等の個別支援を実施	親子療育指導・相談事業 (子育て支援課)	乳幼児健診後の精神発達面での心理判定員による親子相談や親子発達支援教室を実施するほか、幼稚園・保育所の巡回相談・就学相談の実施		<b>削除</b>	こども家庭センターの設置に伴い所管替え変更 こども家庭センターの設置に伴い所管替え変更 こども家庭センターの設置に伴う事業統合により削除
事業名（所管課）	事業内容																			
妊産婦・乳幼児の健診相談訪問事業 (保健福祉センター)	妊産婦・新生児・乳幼児に対する健康診査・育児相談・訪問指導を実施するほか、特に健康管理や育児等の支援が必要な妊産婦に対しては、早い段階から家庭訪問等の個別支援を実施																			
親子療育指導・相談事業 (保健福祉センター)	乳幼児健診後の精神発達面での心理判定員による親子相談や親子発達支援教室を実施するほか、幼稚園・保育所の巡回相談・就学相談の実施																			
子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業 (保健福祉センター)	<b>要支援妊産婦を早期に発見し、安全安心な出産と児童虐待予防等を図るために、保健師等が専門的な見地から母子保健や育児に関する様々な悩み等に対して相談等を実施</b>																			
事業名（所管課）	事業内容																			
妊産婦・乳幼児の健診相談訪問事業 (子育て支援課)	妊産婦・新生児・乳幼児に対する健康診査・育児相談・訪問指導を実施するほか、特に健康管理や育児等の支援が必要な妊産婦に対しては、早い段階から家庭訪問等の個別支援を実施																			
親子療育指導・相談事業 (子育て支援課)	乳幼児健診後の精神発達面での心理判定員による親子相談や親子発達支援教室を実施するほか、幼稚園・保育所の巡回相談・就学相談の実施																			
	<b>削除</b>																			

No.	頁	現行	改正後	変更理由																										
3	p37	<p>●具体的事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（所管課）</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親医療費助成事業 (保険年金課)</td> <td>母子又は父子の家庭で、母（父）の所得が所得制限額を超えない方に、医療費の一部を助成</td> </tr> <tr> <td>小児（特例小児）医療費助成事業 (保険年金課)</td> <td>出生の日から高校生相当年齢までのお子さんに対して、所得制限を設けず、医療費をすべて助成（無料化）</td> </tr> <tr> <td>妊娠婦医療費助成事業 (保険年金課)</td> <td>妊娠婦で、本人又は配偶者の所得が所得制限を超えない方に、産科・婦人科に限らず、すべての医療機関等の医療費の一部を助成</td> </tr> <tr> <td>不妊治療費助成事業 (保健福祉センター)</td> <td>特定不妊治療を受けられたご夫婦に治療費の一部を助成</td> </tr> <tr> <td>未熟児養育医療給付事業 (保健福祉センター)</td> <td>出生児体重が2,000g以下など、医師が入院養育を必要と認めた新生児の治療にかかる医療費の一部を助成</td> </tr> </tbody> </table>	事業名（所管課）	事 業 内 容	ひとり親医療費助成事業 (保険年金課)	母子又は父子の家庭で、母（父）の所得が所得制限額を超えない方に、医療費の一部を助成	小児（特例小児）医療費助成事業 (保険年金課)	出生の日から高校生相当年齢までのお子さんに対して、所得制限を設けず、医療費をすべて助成（無料化）	妊娠婦医療費助成事業 (保険年金課)	妊娠婦で、本人又は配偶者の所得が所得制限を超えない方に、産科・婦人科に限らず、すべての医療機関等の医療費の一部を助成	不妊治療費助成事業 (保健福祉センター)	特定不妊治療を受けられたご夫婦に治療費の一部を助成	未熟児養育医療給付事業 (保健福祉センター)	出生児体重が2,000g以下など、医師が入院養育を必要と認めた新生児の治療にかかる医療費の一部を助成	<p>●具体的事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（所管課）</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親医療費助成事業 (保険年金課)</td> <td>母子又は父子の家庭で、母（父）の所得が所得制限額を超えない方に、医療費の一部を助成</td> </tr> <tr> <td>小児（特例小児）医療費助成事業 (保険年金課)</td> <td>出生の日から高校生相当年齢までのお子さんに対して、所得制限を設けず、医療費をすべて助成（無料化）</td> </tr> <tr> <td>妊娠婦医療費助成事業 (保険年金課)</td> <td>妊娠届出をした（母子手帳交付を受けた）月の属する初日から、出産の翌月末まで、所得制限を設けず、すべての医療機関等の医療費の一部を助成</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未熟児養育医療給付事業 (子育て支援課)</td> <td>出生児体重が2,000g以下など、医師が入院養育を必要と認めた新生児の治療にかかる医療費の一部を助成</td> </tr> <tr> <td>不育症治療費助成事業 (子育て支援課)</td> <td>不育症検査および治療を受けられたご夫婦に費用の一部を助成</td> </tr> </tbody> </table>	事業名（所管課）	事 業 内 容	ひとり親医療費助成事業 (保険年金課)	母子又は父子の家庭で、母（父）の所得が所得制限額を超えない方に、医療費の一部を助成	小児（特例小児）医療費助成事業 (保険年金課)	出生の日から高校生相当年齢までのお子さんに対して、所得制限を設けず、医療費をすべて助成（無料化）	妊娠婦医療費助成事業 (保険年金課)	妊娠届出をした（母子手帳交付を受けた）月の属する初日から、出産の翌月末まで、所得制限を設けず、すべての医療機関等の医療費の一部を助成	削除		未熟児養育医療給付事業 (子育て支援課)	出生児体重が2,000g以下など、医師が入院養育を必要と認めた新生児の治療にかかる医療費の一部を助成	不育症治療費助成事業 (子育て支援課)	不育症検査および治療を受けられたご夫婦に費用の一部を助成	<p>所得制限の撤廃により変更</p> <p>保険適応に伴う事業終了により削除</p> <p>事業の追加（新規事業）</p>
事業名（所管課）	事 業 内 容																													
ひとり親医療費助成事業 (保険年金課)	母子又は父子の家庭で、母（父）の所得が所得制限額を超えない方に、医療費の一部を助成																													
小児（特例小児）医療費助成事業 (保険年金課)	出生の日から高校生相当年齢までのお子さんに対して、所得制限を設けず、医療費をすべて助成（無料化）																													
妊娠婦医療費助成事業 (保険年金課)	妊娠婦で、本人又は配偶者の所得が所得制限を超えない方に、産科・婦人科に限らず、すべての医療機関等の医療費の一部を助成																													
不妊治療費助成事業 (保健福祉センター)	特定不妊治療を受けられたご夫婦に治療費の一部を助成																													
未熟児養育医療給付事業 (保健福祉センター)	出生児体重が2,000g以下など、医師が入院養育を必要と認めた新生児の治療にかかる医療費の一部を助成																													
事業名（所管課）	事 業 内 容																													
ひとり親医療費助成事業 (保険年金課)	母子又は父子の家庭で、母（父）の所得が所得制限額を超えない方に、医療費の一部を助成																													
小児（特例小児）医療費助成事業 (保険年金課)	出生の日から高校生相当年齢までのお子さんに対して、所得制限を設けず、医療費をすべて助成（無料化）																													
妊娠婦医療費助成事業 (保険年金課)	妊娠届出をした（母子手帳交付を受けた）月の属する初日から、出産の翌月末まで、所得制限を設けず、すべての医療機関等の医療費の一部を助成																													
削除																														
未熟児養育医療給付事業 (子育て支援課)	出生児体重が2,000g以下など、医師が入院養育を必要と認めた新生児の治療にかかる医療費の一部を助成																													
不育症治療費助成事業 (子育て支援課)	不育症検査および治療を受けられたご夫婦に費用の一部を助成																													
4	p38	<p>●具体的事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（所管課）</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多子世帯保育料軽減事業 (子育て支援課)</td> <td>幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から2歳児で、第二子の第4階層の一部から第5階層までの利用負担額の半額化、第三子以降の第4階層から第8階層までの利用負担額を無償化</td> </tr> <tr> <td>給食費援助事業 (学校教育課)</td> <td>第三子以降の児童生徒の給食費を無償化</td> </tr> <tr> <td>妊娠・出産祝い品支給事業 (子育て支援課)</td> <td>母子手帳交付時に授乳服の支給、出生届出時に町内共通商品券を支給</td> </tr> </tbody> </table>	事業名（所管課）	事 業 内 容	多子世帯保育料軽減事業 (子育て支援課)	幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から2歳児で、第二子の第4階層の一部から第5階層までの利用負担額の半額化、第三子以降の第4階層から第8階層までの利用負担額を無償化	給食費援助事業 (学校教育課)	第三子以降の児童生徒の給食費を無償化	妊娠・出産祝い品支給事業 (子育て支援課)	母子手帳交付時に授乳服の支給、出生届出時に町内共通商品券を支給	<p>●具体的事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（所管課）</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多子世帯保育料軽減事業 (子育て支援課)</td> <td>幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から2歳児で、第二子の第4階層の一部から第5階層までの利用負担額の半額化、第三子以降の第4階層から第8階層までの利用負担額を無償化</td> </tr> <tr> <td>給食費援助事業 (学校教育課)</td> <td>第三子以降の児童生徒の給食費を無償化</td> </tr> <tr> <td>妊娠・出産祝い品支給事業 (子育て支援課)</td> <td>母子手帳交付時に授乳服の支給</td> </tr> <tr> <td>出産・子育て応援事業 (子育て支援課)</td> <td>妊娠及び出生の届出後に、それぞれ5万円を給付</td> </tr> </tbody> </table>	事業名（所管課）	事 業 内 容	多子世帯保育料軽減事業 (子育て支援課)	幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から2歳児で、第二子の第4階層の一部から第5階層までの利用負担額の半額化、第三子以降の第4階層から第8階層までの利用負担額を無償化	給食費援助事業 (学校教育課)	第三子以降の児童生徒の給食費を無償化	妊娠・出産祝い品支給事業 (子育て支援課)	母子手帳交付時に授乳服の支給	出産・子育て応援事業 (子育て支援課)	妊娠及び出生の届出後に、それぞれ5万円を給付	<p>事業内容の見直しにより変更</p> <p>事業の追加（新規事業）</p>								
事業名（所管課）	事 業 内 容																													
多子世帯保育料軽減事業 (子育て支援課)	幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から2歳児で、第二子の第4階層の一部から第5階層までの利用負担額の半額化、第三子以降の第4階層から第8階層までの利用負担額を無償化																													
給食費援助事業 (学校教育課)	第三子以降の児童生徒の給食費を無償化																													
妊娠・出産祝い品支給事業 (子育て支援課)	母子手帳交付時に授乳服の支給、出生届出時に町内共通商品券を支給																													
事業名（所管課）	事 業 内 容																													
多子世帯保育料軽減事業 (子育て支援課)	幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から2歳児で、第二子の第4階層の一部から第5階層までの利用負担額の半額化、第三子以降の第4階層から第8階層までの利用負担額を無償化																													
給食費援助事業 (学校教育課)	第三子以降の児童生徒の給食費を無償化																													
妊娠・出産祝い品支給事業 (子育て支援課)	母子手帳交付時に授乳服の支給																													
出産・子育て応援事業 (子育て支援課)	妊娠及び出生の届出後に、それぞれ5万円を給付																													

No.	頁	現行	改正後	変更理由												
5	p40	<p>●具体的事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（所管課）</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童虐待対応事業 (子育て支援課)</td> <td>児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会等の開催及び関係機関の連携や個別ケースの対応協議の実施。また、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めるため、子ども家庭総合支援拠点を設置</td> </tr> </tbody> </table>	事業名（所管課）	事 業 内 容	児童虐待対応事業 (子育て支援課)	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会等の開催及び関係機関の連携や個別ケースの対応協議の実施。また、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めるため、子ども家庭総合支援拠点を設置	<p>●具体的事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（所管課）</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童虐待対応事業 (子育て支援課)</td> <td>児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会等の開催及び関係機関の連携や個別ケースの対応協議の実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業名（所管課）	事 業 内 容	児童虐待対応事業 (子育て支援課)	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会等の開催及び関係機関の連携や個別ケースの対応協議の実施	こども家庭センターの設置に伴い 変更				
事業名（所管課）	事 業 内 容															
児童虐待対応事業 (子育て支援課)	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会等の開催及び関係機関の連携や個別ケースの対応協議の実施。また、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めるため、子ども家庭総合支援拠点を設置															
事業名（所管課）	事 業 内 容															
児童虐待対応事業 (子育て支援課)	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会等の開催及び関係機関の連携や個別ケースの対応協議の実施															
6	p60	<p>●具体的事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（所管課）</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業事業資金信用保証料補助事業 (まち未来創造課)</td> <td>中小企業の金融負担の軽減を図るため、中小企業が負担する信用保証料の一部を補助</td> </tr> <tr> <td>先端設備導入減免事業 (まち未来創造課)</td> <td>中小企業・小規模事業者が設備投資を通じて、労働生産性の向上可能な先端設備を導入した場合に、固定資産税を計画期間中全額控除（設備基準あり）</td> </tr> </tbody> </table>	事業名（所管課）	事 業 内 容	中小企業事業資金信用保証料補助事業 (まち未来創造課)	中小企業の金融負担の軽減を図るため、中小企業が負担する信用保証料の一部を補助	先端設備導入減免事業 (まち未来創造課)	中小企業・小規模事業者が設備投資を通じて、労働生産性の向上可能な先端設備を導入した場合に、固定資産税を計画期間中全額控除（設備基準あり）	<p>●具体的事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（所管課）</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業事業資金信用保証料補助事業 (まち未来創造課)</td> <td>中小企業の金融負担の軽減を図るため、中小企業が負担する信用保証料の一部を補助</td> </tr> <tr> <td>先端設備導入減免事業 (まち未来創造課)</td> <td>中小企業・小規模事業者が、生産性の向上や賃上げに資する設備を取得した場合に、固定資産税を軽減</td> </tr> </tbody> </table>	事業名（所管課）	事 業 内 容	中小企業事業資金信用保証料補助事業 (まち未来創造課)	中小企業の金融負担の軽減を図るため、中小企業が負担する信用保証料の一部を補助	先端設備導入減免事業 (まち未来創造課)	中小企業・小規模事業者が、生産性の向上や賃上げに資する設備を取得した場合に、固定資産税を軽減	税制改正に伴う 事業内容の変更
事業名（所管課）	事 業 内 容															
中小企業事業資金信用保証料補助事業 (まち未来創造課)	中小企業の金融負担の軽減を図るため、中小企業が負担する信用保証料の一部を補助															
先端設備導入減免事業 (まち未来創造課)	中小企業・小規模事業者が設備投資を通じて、労働生産性の向上可能な先端設備を導入した場合に、固定資産税を計画期間中全額控除（設備基準あり）															
事業名（所管課）	事 業 内 容															
中小企業事業資金信用保証料補助事業 (まち未来創造課)	中小企業の金融負担の軽減を図るため、中小企業が負担する信用保証料の一部を補助															
先端設備導入減免事業 (まち未来創造課)	中小企業・小規模事業者が、生産性の向上や賃上げに資する設備を取得した場合に、固定資産税を軽減															